

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																				
<p>1 大阪府における出納事務の権限とチェック体制 大阪府では平成16年度に、これまで出納室が担ってきた出納（支出負担行為及び支出の審査及び出納の権限）を各所属の出納員・会計員に委任している。この委任にあわせて所属長の自己検査制度を義務化（所属長が出納員及び会計員の会計事務を年2回以上検査）している。</p> <p>(1) 出納員：主に現金の出納及び保管等の事務を行い（大阪府財務規則（以下「規則」という。）第99条、別表第3）、支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか等の審査を行う（規則第112条）。</p> <p>(2) 会計員：出納員を補佐し、主に現金の出納及び保管等の事務を行う（規則第100条、別表第3）。</p> <p>(3) 本庁の場合、出納員は各課課長にある者を、会計員は課長補佐若しくは参事にある者をもって充てる（規則第98条、第100条、別表第3）。</p> <p>2 会計実地検査 会計局は、各所属の出納員・会計員に委任された会計事務を事後的にチェックする。</p> <p>(1) 検査の目的：違法又は不当な処理の未然防止</p> <p>(2) 検査の区分 ア 重点検査：対象所属を抽出（平成24年度は100所属）して行う検査であり、支出及び収入手続の正確性・適法性や支出書類と履行事実等の確認を行う検査 イ 特別検査：全所属を対象に抜打ちで金庫内の点検や所属長の自己検査の実施状況の確認を行う検査</p> <p>3 会計局の検査後の対応</p> <p>(1) 検査対象所属への是正指導</p> <p>(2) 各所属への注意喚起 ア ポータルサイトに改善・是正を要するような誤りの検出事例を年度ごとに掲載し、注意喚起</p> <p>(掲載された平成23年度重点検査の主な検出事例)</p> <p>(ア) 支出負担行為即支出命令（即命）ができないものを即命で処理した事例 (イ) 規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付した事例</p> <p>イ 出納員・会計員及び会計事務担当職員等に対する会計事務研修を年20回程度実施（改善・是正を要する誤りの検出事例を研修資料として紹介）。</p>	<p>1 重点検査において会計事務の誤りが検出された所属数はおおむね横ばいである。 （重点検査の実施状況）</p> <table border="1" data-bbox="1359 422 2169 552"> <thead> <tr> <th>検査実施年度</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤りが検出された所属数</td> <td>34</td> <td>46</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>検査実施所属数</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度から検査実施所属数を80から100に拡大</p> <p>（平成24年度の主な検出内容）</p> <table border="1" data-bbox="1359 674 2169 846"> <tbody> <tr> <td>即命できないものを即命で処理</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>分割発注</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>公開見積もり合わせ未実施</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成23年度の改善・是正を要するような誤りの検出事例は、ポータルサイトに年度ごとに掲載するとともに、年20回程度の会計事務研修においても紹介して注意喚起を行っているが、同様の事例が平成24年度においても数件検出されている。</p>	検査実施年度	H22	H23	H24	誤りが検出された所属数	34	46	44	検査実施所属数	80	100	100	即命できないものを即命で処理	7件	規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付	3件	分割発注	2件	公開見積もり合わせ未実施	2件	<p>1 検査の目的は違法又は不当な処理の未然防止であるが、会計事務の誤りが検出された所属数が減少していない課題がある。</p> <p>2 検査の目的に鑑み、年度ごとのポータルサイトでの検出事例掲載や年20回程度の研修という、即時性のない注意喚起の方法では、違法又は不当な処理の未然防止の効果に課題がある。</p>
検査実施年度	H22	H23	H24																			
誤りが検出された所属数	34	46	44																			
検査実施所属数	80	100	100																			
即命できないものを即命で処理	7件																					
規則で定める領収証書以外の書類を領収証書として交付	3件																					
分割発注	2件																					
公開見積もり合わせ未実施	2件																					
事務事業を所管する会計局の見解																						
<p>1 会計局では、全所属への抜打ちによる特別検査及び3年に1回の頻度で行う重点検査の実施自体が、所属に対する牽制を果たしていると考えている。重点検査においては、文書指摘を行った所属数が大幅に増加することなく、その内容もほとんどが「一部是正・改善すべき事項」に該当し、「著しく不適切な会計事務処理」は認められておらず、実地検査による確認・指導により重大な事故は発生していないことから違法又は不当な処理の未然防止という目的については一定達成されていると考えられる。</p> <p>2 また、会計事務ポータルサイトでは、検出事例掲載だけでなく、会計事務の手引、審査事務の留意事項などを掲載し、職員が会計事務を行う際に常時参考にすることができるようにしている。</p> <p>3 監査の結果において指摘されている事項について、内部統制の観点から改善の余地があると考えており、下記の対応を行いたいと考えている。</p> <p>(1) 重点検査において指摘した事案のうち、これまで当該部局長に対しても文書通知していた重大事案は、その概要を会計事務ポータルサイトに直ちに掲載し、同様の誤りが生じないよう全職員に周知する。</p> <p>(2) また、これまで軽易な誤りとして当該所属に対してのみ通知していたものは、四半期ごとに取りまとめ、事案の概要を類型化して、会計事務ポータルサイトに掲載することで全職員に周知する。</p>																						
委員意見																						
<p>検出された会計事務誤りについて、違法又は不当な処理の未然防止につながるよう、例えば、</p> <p>(1) 重点検査により会計事務誤りの事例が検出された場合、即時に事例の内容とそれに対する注意喚起を全庁の会計担当職員にメール配信</p> <p>(2) 配信した検出事例をポータルサイト上に蓄積して、事例を類型化して公開するなど、積極的な情報発信に努め、効果的な注意喚起の方法を検討されたい。</p>																						

措置の内容

- (1) 重点検査において指摘した事案のうち、これまで当該部局長に対しても文書通知していた重大事案は、その概要を会計事務ポータルサイトに直ちに掲載し、同様の誤りが生じないよう全職員に周知する。
- (2) これまで軽易な誤りとして当該所属に対してのみ通知していたものは、四半期ごとに取りまとめ、事案の概要を類型化して、会計事務ポータルサイトに掲載することで全職員に周知する。
- (3) 上記の対応について、全庁に周知するため「会計実地検査（重点検査）結果の公表について」を平成25年10月21日付けで各局長等に通知した。